

○保育認定を受けた子どもの利用者負担額イメージ
 (認定こども園保育所部、認可保育所等を利用した場合)

A: 国が定める利用者負担額(仮)

(単位:円)

国区分	納入義務者の属する世帯の階層区分	推定年収	保育所等保育料の額(月額)				備考
			3歳未満児		3歳以上児		
			保育必要量		保育必要量		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	-	0	0	0	0	
2	市民非課税世帯	~260万円	9,000	9,000	6,000	6,000	
3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)	~330万円	19,500	19,300	16,500	16,300	
4	市民税所得割課税額97,000円未満	~470万円	30,000	29,600	27,000	26,600	
5	97,000円以上169,000円未満	~640万円	44,500	43,900	41,500	40,900	
6	169,000円以上301,000円未満	~930万円	61,000	60,100	58,000	57,100	
7	301,000円以上397,000円未満	~1130万円	80,000	78,800	77,000	75,800	
8	397,000円以上	1130万円~	104,000	102,400	101,000	99,400	

※注意事項

- 上記イメージは、平成26年12月現在、国の示した仮の利用者負担額を基に、作成しています。
- 国が定める利用者負担額や市の利用者負担額については、今後、予算編成に伴い決定します。
- 「推定年収」は、夫婦(いずれかがパートタイム程度の就労)と子ども2人のモデル世帯におけるおおまかな目安です。
- 表中の保育必要量の標準時間は最長11時間の利用、短時間は最長8時間利用の認定を受けた場合の料金です。
- 幼稚園・認定こども園等の施設に入所または利用している児童も含め、最年長の子どもから順に2人目は、半額、3人目以降は、無料となります。

○保育認定を受けた子どもの利用者負担額イメージ
 (認定こども園保育所部、認可保育所等を利用した場合)

B: 西脇市現行規則に準拠した場合

(単位:円)

国区分	階層区分	納入義務者の属する世帯の階層区分	推定年収	保育所等保育料の額 (月額)								備考
				3歳未満児		3歳児		4歳児		5歳児		
				保育必要量		保育必要量		保育必要量		保育必要量		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	1	生活保護世帯	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2	市民非課税世帯	~260万円	7,000	6,800	4,600	4,500	4,600	4,600	4,600	4,600	
3	3	市民税所得割課税額のない世帯 (均等割課税額のみ)	~330万円	15,000	14,700	13,100	12,800	10,000	10,000	10,000	10,000	
4	4	市民税所得割課税額48,600円未満	~470万円	17,000	16,700	14,500	14,200	12,000	12,000	15,200	15,200	
	5	48,600円以上72,800円未満		23,000	22,600	21,000	20,600	17,000	16,700			
	6	72,800円以上97,000円未満		26,000	25,500	24,000	23,500	18,000	17,600			
5	7	97,000円以上133,000円未満	~640万円	34,000	33,400	29,000	28,500	22,000	21,600			
	8	133,000円以上169,000円未満		38,000	37,300	30,000	29,400	23,000	22,600			
6	9	169,000円以上301,000円未満	~930万円	50,000	49,100	32,900	32,300	24,600	24,100			
7・8	10	301,000円以上	1130万円~	62,000	60,900	32,900	32,300	24,600	24,100			

※注意事項

- 上記イメージは、平成26年12月現在、国の示した仮の利用者負担額を基に、作成しています。
- 国が定める利用者負担額や市の利用者負担額については、今後、予算編成に伴い決定します。
- 「推定年収」は、夫婦(いずれかがパートタイム程度の就労)と子ども2人のモデル世帯におけるおおまかな目安です。
- 表中の保育必要量の標準時間は最長11時間の利用、短時間は最長8時間利用の認定を受けた場合の料金です。
- 幼稚園・認定こども園等の施設に入所または利用している児童も含め。最年長の子どもから順に2人目は、半額、3人目以降は、無料となります。